

徳島県規則第九十四号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十一月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則（昭和五十七年徳島県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項に次の一号を加える。

三 省令第一条第一項ただし書又は第二項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類

様式第一号の備考に次のように加える。

4 旅館業法施行規則第1条第1項ただし書又は第2項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類

様式第三号の備考1を次のように改める。

1 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し

附 則

1 この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。

2 改正後の旅館業法施行細則の様式に相当する改正前の旅館業法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。